

# 一般社団法人エルフ 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人エルフと称し、英文では、elf (education for life and food) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生きるうえでの基本である食を見つめ直すために、「食の学び場」づくりを目指し、あわせて、生きる糧を育んできた歴史と文化の再発見と地域の発展につなげることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「食の学び場」づくりの企画立案と実施事業
- (2) 食の理解を助ける刊行物等の発行事業
- (3) 食の理解を深める講演会等の事業
- (4) 食が体験できるツーリズムに関する企画と実施事業
- (5) 関係諸団体との協力関係を増進するための事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 一般会員 この法人が行うサービスの提供を受け、利用する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) サポーター会員 この法人の目的に賛同してサポートする個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち、あらかじめ理事会において定めた順序により、その者がこれに当たる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち、あらかじめ理事会において定めた順序により、その者がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任できる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を

この法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第19条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、一般法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会の決議によって、理事の中から副会長1名以上、及び常任理事1名以上を前条第3項の業務執行理事の定数の範囲内で選定する。副会長及び常任理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。

4 監事は、この法人又はその子法人の理事及び子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常任理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事に対して、その職務の対価として、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第28条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
  - (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
  - (5) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち、あらかじめ理事会において定めた順序により、その者がこれに当たる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち、あらかじめ理事会において定めた順序により、その者がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法より行う。

## 第 10 章 事務局

(事務局)

第 4 1 条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

## 第 11 章 附則

(最初の事業年度)

第 4 2 条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の設立の日から 2020 年 2 月 29 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 4 3 条 設立時の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都調布市

設立時社員 八木 眞澄

住 所 東京都練馬区

設立時社員 渡邊 達生

住 所 東京都小金井市

設立時社員 内野 祐

住 所 東京都調布市

設立時社員 米田 安利

住 所 東京都府中市

設立時社員 松尾 博史

住 所 岐阜県可児市

設立時社員 竹井 秀文

(法令の根拠)

第 4 4 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人エルフの設立のため、設立時社員全員の定款作成代理人である常住豊は、行政書士法第1条の3電磁的記録である定款を作成し、電子署名する。

2019年2月25日

設立時社員 八木 眞澄  
渡邊 達生  
内野 祐  
米田 安利  
松尾 博史  
竹井 秀文

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都北区赤羽西1丁目5番1-606号 アピレ・赤羽アボードIビル6F

行政書士 常住 豊

登録番号 第94081271号